

京都市消防局訓令甲第2号

各 部

防 災 危 機 管 理 室

消 防 学 校

各 消 防 署

京都市火災予防規程の一部を次のように改正する。

平成21年5月29日

京都市消防局長 三 浦 孝 一

目次中「第34条」を「第37条」に、「防火対象物点検（第35条・第36条）」を「自衛消防組織（第37条の2）」に、「防火自主点検（第37条・第38条）」を「防災管理（第38条～第38条の3）」に改める。

第20条第3項中「防火管理講習の受講の申込みの受付は、」を「局長は、防火管理講習を」に、「の居住地又は勤務地を管轄する消防署において行うものとし、受付に際しては」を「に対して」に改め、同条第5項中「署長」を「局長」に改める。

「第4節 防火対象物点検」及び「第4節の2 防火自主点検」を削る。

第37条の次に次の節名及び1条を加える。

第4節 自衛消防組織

（統括管理者の資格を証する書面）

第37条の2 署長は、規則第4条の2の15第2項に規定する設置の届出にあつては、自衛消防組織設置（変更）届出書に別表第2の2の左欄に掲げる資格者別の区分に応じ、同表右欄に掲げる書面を統括管理者の資格を証する書面として、規則第4条の2の15第3項の規定により添付させなければならない。

第37条の2の次に次の節名を付する。

第4節の2 防災管理

第38条を次のように改める。

(防災管理者の資格を証する書面)

第38条 署長は、規則第51条の9において準用する規則第4条第1項に規定する選任の届出にあつては、防災管理者選任（解任）届出書に別表第2の3の左欄に掲げる資格者別の区分に応じ、同表右欄に掲げる書面を防災管理者の資格を証する書面として、規則第4条第2項の規定により添付させなければならない。

2 署長は、市規則第5条の2に規定する共同防災管理協議事項の届出にあつては、当該届出に係る統括防災管理者について、別表第2の3の左欄に掲げる資格者別の区分に応じ、同表右欄に掲げる書面を同条に規定する届出書に添付するよう指導しなければならない。

第38条の次に次の2条を加える。

(防災管理点検結果報告書の処理)

第38条の2 署長は、規則第51条の12第2項において準用する規則第4条の2の4第3項に規定する防災管理点検結果報告書の提出があつた場合において、特に防災管理上必要があると認めるときは、防災管理体制の充実を図るよう指導しなければならない。

(防災管理点検の特例)

第38条の3 署長は、規則第51条の16第2項において準用する規則第4条の2の8第2項に規定する防災管理点検報告特例認定申請書の提出があつたときは、別に定めるところにより検査を行い、認定又は不認定を決定し、その結果を防災管理点検報告特例決定通知書（第7号様式）により当該申請者に通知しなければならない。

別表第2の次に次の2表を加える。

別表第2の2（第37条の2関係）

資格者の区分	資格を証する書面
政令第4条の2の8第3項第1号に規定する資格を有する者	規則第4条の2の14第4項に規定する修了証の写し又は都道府県知事若しくは消防本部及び消防署を置く市町村の消防長が政令第4条の2の8第3項に規定する自衛消防組織の業務に関する講習の課程を修了した者であると認めた証明書の写し
規則第4条の2の13第1項第1号に規定する資格を有する者	消防士長又はこれに準じる職以上の職に1年以上あったことを証する書面
規則第4条の2の13第1項第2号に規定する資格を有する者	市町村の消防団員で班長以上の職に3年以上あったことを証する書面
規則第4条の2の13第1項第3号に規定する資格を有する者	認定された者であることを証するに足りる書面

別表第2の3（第38条関係）

資格者の区分	資格を証する書面
政令第47条第1項第1号に規定する資格を有する者	規則第2条の3第5項に規定する修了証の写し、都道府県知事若しくは消防本部及び消防署を置く市町村の消防長が政令第3条第1項イに規定する防火管理に関する講習の課程を修了した者であると認めた証明書の写し、市規則第3条に規定する証明書の写し又は総務大臣の指定する防災に関する学科若しくは課程を修めて卒業したことを証する書面若しくはその写し及び1年以上の防火管理の実務経験を有することを証する書面並びに規則第51条の7第6項に規定する修了証の写し又は都道府県知事若しくは消防本部及び消防署を置く市町村の消防長が政令第47条第1項に規定する防災管理に関する講習の課程を修了した者であると認めた証明書の写し
政令第47条第1項第2号に規定する資格を有する者	総務大臣の指定する防災に関する学科又は課程を修めて卒業したことを証する書面又はその写し並びに1年以上の防火管理の実務経験及び1年以上の防災管理の実務経験を有することを証する書面
政令第47条第1項第3号に規定する資格を有する者	消防士長又はこれに準じる職以上の職に1年以上あったことを証する書面
規則第51条の5第1項第1号に規定する資格を有する者	労働安全衛生規則第4条に規定する安全管理者の選任報告書の写し
規則第51条の5第1項第2号に規定する資格を有する者	危険物の規制に関する規則第48条の3に規定する危険物保安監督者選任届出書の写し
規則第51条の5第1項第3号に規定する資格を有する者	鉱山保安法第22条第3項に規定する保安管理者であることを証する書面
規則第51条の5第1項第4号に規定する資格を有する者	係長又はこれに準じる職以上の職に1年以上あったことを証する書面
規則第51条の5第1項第5号に規定する資格を有する者	巡査部長又はこれに準じる職以上の職に3年以上あったことを証する書面
規則第51条の5第1項第6号に規定する資格を有する者	建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成11年政令第5号）による改正前の建築基準法施行令第6条に規定する建築主事資格検定合格証書又は建築士法施行規則第2条に規定する一級建築士免許証の写し並びに1年以上の防火管理の実務経験及び1年以上の防災管理の実務経験を有することを証する書面
規則第51条の5第1項第7号に規定する資格を有する者	市町村の消防団員で班長以上の職に3年以上あったことを証する書面
規則第51条の5第1項第8号に規定する資格を有する者	認定された者であることを証するに足りる書面

第4号様式を次のように改める。

第4号様式（第20条関係）

第	号
修了証	
氏名	
生年月日	
あなたは消防法施行令第3条第1項第 号の規定による 種防	
火管理 講習の課程を修了されました。	
よってこれを証します。	
年	月 日
京都市消防長 印	

第7号様式から第9号様式までを次のように改める。

第7号様式（第38条の3関係）

防災管理点検報告特例決定通知書

様	京都市 消防署指令第 年 月 日	号 日
	京都市 消防署長	印

消防法第36条第1項において準用する同法第8条の2の3第1項の規定により、 年 月 日付けで申請のあった次に掲げる防火対象物に係る特例につ いては、決定区分に明記したとおり決定したので通知します。		
防火対象物	所在地	
	名称	
	用途	消防法施行令別表第1 () 項
決定区分	<input type="checkbox"/> 認定 <input type="checkbox"/> 不認定	
認定の効力が生じる日	年 月 日	
認定しない理由		
特記事項		

注1 該当する□には、レ印がしてあります。

2 この決定に不服があるときは、この処分を受けた日の翌日から起算して60日以内に、京都市消防局長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分を受けた日（京都市消防局長に審査請求をしたときは、当該審査請求に対する京都市消防局長の裁決を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。

第8号様式及び第9号様式 削除

附 則

この訓令は、平成21年6月1日から施行する。

(消防局予防部)